

令和4年6月6日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 小磯 修 二〈公印省略〉

令和4年度 広域連携 DMOとしてのデジタルマーケティング事業
北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」(日本語)の運用及びサイト集客強化事業に係る
企画提案の公募について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 事業名

『令和4年度北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」(日本語)の運用及びサイト集客強化事業』

2. 委託内容

別紙「企画提案指示書(業務処理要領)」をご参照ください。

3. 参加表明

企画提案書を提出する意向がある場合は、別紙「参加表明書」をメールでご提出ください。

なお、コンソーシアムの場合は、代表となる会社・団体が提出してください。

4. 添付書類

- (1) 企画提案指示書
- (2) コンソーシアム協定書
- (3) 参加表明書

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、本日より【6月8日(水)15時までメールで】受付け・回答とします。

政策・マーケティング部 担当/津田・小室
TEL:011-231-6736
Email: tsuda@visithkd.or.jp
saori_komuro@visithkd.or.jp

令和4年度 広域連携 DMOとしてのデジタルマーケティング事業
北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」(日本語)の運用及びサイト集客強化事業
委託業務企画提案指示書

1. 事業目的

現在、海外インバウンド需要がまだ見込めず、国内旅行の需要が拡大していく中、新型コロナウイルスの感染予防や分散型旅行など密を避けながら楽しむ安心・安全な新しい旅のカタチへと変化している。コロナ禍における次の旅行先としての北海道旅行のマインドシェアの維持、拡大する国内旅行需要の喚起・獲得のため、本事業は、長引く新型コロナウイルスの影響によって変化した顧客の価値観や旅行ニーズを捉え、北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」(日本語)を根幹とした Web 広告、SNS 等を活用したサイト集客の強化、コンテンツの拡充・更新の他、情報発信の質と価値を高める施策を実施し、北海道観光の魅力発信強化を図り、北海道へ興味・関心の高いターゲットへの効果的な情報発信を展開。旅行検討層、顕在見込み客、北海道ファン層との関係強化、道内外の観光誘客促進を図ることを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構(以下「観光機構」という)が主体となり民間企業等に委託して実施する

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1人以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。(なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事)
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人
※但し、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと
- (5) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
- (6) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (7) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (8) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする

5. 予算上限額 22,000千円(消費税及び地方消費税相当額 10%を含む)

※新型コロナウイルスの影響への当機構の対応によっては、委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。以上の場合は、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある

6. スケジュール

業務スケジュール

6月 6日(月)	企画提案募集公示、企画提案指示書配布
6月 13日(月)	企画提案参加表明 13時 締切
6月 27日(月)	企画提案書の提出期限 13時 締切
6月下旬～7月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結、業務開始

7. 委託期間

業務委託期間 令和4年7月～令和5年3月10日

令和5年3月10日(金)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)

8. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 本事業対象ウェブサイト

「HOKKAIDO LOVE!」日本語:<https://www.visit-hokkaido.jp/>

(2) 実施方針

北海道公式観光ウェブサイト「HOKKAIDO LOVE!」(日本語)の集客強化と、発信情報の精度向上

① UU・PV 数の向上、サイト誘導

- ・広告接触ユーザー、サイト訪問ユーザーの属性、SNS 配信コンテンツのインサイト分析に基づく Web 広告、外部サイト連携等を活用したプロモーション
- ・デジタル広告以外でのサイト集客強化施策
- ・機構公式 SNS の高エンゲージメント確保及びフォロワー数の拡大と記事拡散

② サイトの価値向上

- ・コンテンツの拡充と情報の精度向上
- ・ユーザービリティ向上施策

③ GA4への対応

- ・GA4 を理解した上での効果測定と分析

※2023年7月より従来のユニバーサルアナリティクスから GA4 の移行により、取得できるデータが変わる為、その対応準備を行うこと

④ リピート率の向上

- ・SNS や各種施策によるサイト再訪率の向上

(3) 業務の概要

UU・PV 数の向上、サイト誘導

- ・Web 広告、SNS 広告、SNS・外部サイトとの連携等によるサイト集客・記事拡散
- ・Instagram「みんなで作る#ひみつの絶景北海道フォトストックキャンペーン」の実施

- ・特集記事の更新
- ・リピート率向上施策の実施
- ・DBの追加・メンテナンス
- ・サイト保守・メンテナンス、サイトのモニタリング・効果測定
- ・アクセスログ分析・効果測定、業務実績報告

(4) 企画提案事項

① サイト集客施策及び SNS フォロワー促進施策の企画実施

Web・SNS 媒体等の発信力と拡散力を活用し、広告等の web プロモーション、外部サイトとの連携等を実施し、特集記事などの記事拡散を行い北海道の魅力を効果的に訴求し、サイト集客強化を図ること。また、SNS によるフォロワー促進施策を企画し実施し、SNSを通じたユーザーとの関係性強化・北海道ファン化を図ること

対象サイト：北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」(日本語)

対象 SNS：北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」(日本語) Facebook、Instagram/(Good Day 北海道)

(ア) Web 広告等を活用したサイト集客

ウェブサイトの認知度向上、サイトとしての情報発信力を強め利用者・閲覧数の増加を図るため、広告接触ユーザー、サイト訪問ユーザーの属性、SNS 配信コンテンツのインサイト分析に基づくアドネットワーク広告(GDN/YDN 等)、SNS 広告等を活用した集客施策、外部サイトとの連携を実施し、サイト誘導およびサイトへの集客、特集記事などの記事拡散を実施すること

▶対象エリア

道外：全国。特に首都圏・関西圏をはじめ、北海道へ直行便が就航しているエリアを重点エリアとする

北海道：北海道全域

▶広告媒体

「HOKKAIDO LOVE!」のサイトや記事が可能な限り多くの人の目に触れるよう、Web 広告、SNS 広告等各種広告媒体を組み合わせた効果的なプロモーションとし、ターゲット・時期や媒体などを提案とすること

▶実施期間：令和 4 年 7 月～令和 5 年 2 月

▶広告内容

広告内容は、観光機構と協議の上決定することとし、実施時期・ターゲットにあわせた内容で実施するが、最適と考えられる広告計画を提案すること

また、新型コロナウイルスの感染状況によって、おうちでも楽しめる北海道情報など広告内容を適宜変更することとし、コロナ収束後の次なる旅の候補地として北海道旅行のマインドシェアを高めること

・デジタル広告以外に外部サイトとの連携等の日本語サイトの集客強化に資する提案があれば記載すること

・その他、無料/パブリシティ等による「HOKKAIDO LOVE!」のサイトを周知する提案をすること

(イ) 観光機構公式 SNS (FB/IG) を活用したファン獲得(※フォロワー促進施策の実施)

・機構公式 SNS で北海道の魅力を数多く発信し、北海道ファンの獲得・フォロワー促進を図ること

・Instagram キャンペーン「みんなで作る#ひみつの絶景北海道フォトストックキャンペーン」の開催・キャンペーン投稿促進広告 (Instagram 投稿を通じたユーザーとの関係性強化・北海道ファン化)

※Instagram キャンペーン実施に係る企画、ページの改修、景品等の手配は委託事業者が実施すること

・投稿記事は、「いいね、シェア、保存、コメント」等における高いエンゲージメント数を確保すること
なお、記事制作にあたっては、委託事業者が記事制作にかかる情報収集、内容確認、画像収集、記事作成を実施すること

▶エンゲージメントの指標を提案すること

▶記事投稿

FB/IGともに、週4回以上の投稿を行うこと。また、IGは、リールも効果的に使用すること

▶実施期間:令和4年7月~令和5年2月

▶実施回数:夏・秋・冬の季節毎に写真投稿を促進できるよう実施すること

※上記のほか、SNS (FB/IG) のフォロワー獲得に資する施策について提案すること

上記(ア)、(イ)のサイト集客・SNSのフォロワー促進施策予算は事業予算の40%以上とする

※KPIの設定と目標達成へ向けたシュミレーションを提示すること

② 「HOKKAIDO LOVE!」における情報発信(記事制作・コンテンツ拡充・データクリーニング等)

委託事業者が記事掲載にかかる情報収集、内容確認、画像収集、記事作成、翻訳を実施すること。制作にあたっては、アクセス解析や閲覧状況等を基に、観光機構と協議の上、記事更新等を実施することとし、観光機構が指定するコンテンツがある場合は、優先すること

(ア) 特集記事の作成

該当特集コーナー <https://www.visit-hokkaido.jp/feature/index.html>

▶情報発信期間:令和4年7月~令和5年2月

▶情報発信内容

・メディアシンジケーションを念頭におき、メディアに評価される記事を掲載すること

・前年度の特集記事で、人気と思われるものはシリーズ化させること

▶情報発信頻度:月3回(8ヵ月間) 合計24本

・記事制作にあたっては、北海道在住で北海道観光に対する高い知見を持つ企画者およびライターが編集を行うこと

・取材や情報発信等の事業スケジュール、編集企画を示すこと

・検索からの流入促進を図るため、本サイトの検索順位が向上するようSEOを意識した記事制作を行うこと

・検索トレンドや関心ワード等によるニーズ分析に基づいた特集記事の配信

※「Go To トラベル」をはじめ、道内各地の観光支援策再開時には、当該ページへの組み込みを行うこと

※その他、ユーザーニーズやSEO対策、サイト内回遊性向上の視点から、追加すべきコンテンツがあれば、追加理由と合わせて提案すること

(イ) データのクリーニング

該当コンテンツ <https://www.visit-hokkaido.jp/event/index.html> (153件)

事業開始後、直ちにデータのクリーニングを行うとともに、年間を通じてクリーニングを継続して実施すること

・データクリーニングの実施体制及びスケジュールを示すこと

(ウ)モデルコースの作成

該当コンテンツ <https://www.visit-hokkaido.jp/plan/index.html>

▶モデルコース本数:5 本

- ・他県にない北海道の魅力や優位性を意識した切り口のテーマでコース設定をすること
- ・コースにあたっては、特集記事と同様に北海道在住で北海道観光に対する高い知見を持つ者が制作を行い、現実的なもの・実現可能なものを企画すること

(エ)コンテンツの拡充

該当コンテンツ <https://www.visit-hokkaido.jp/spot/index.html>

▶スポット・体験 本数:25 本以上

(オ)上記、(ア)(ウ)(エ)については、ユーザーニーズや SEO 対策、サイト内回遊性向上の視点から作成し、さらに追加すべきコンテンツがあれば、追加理由と合わせて提案すること。また、記事作成にあたっては、令和3年度国内旅行調査分析事業調査報告書を参照すること

③ ストックフォトキャンペーンの実施

昨年度に引き続き IG キャンペーン「みんなで作る#ひみつの絶景北海道フォトストックキャンペーン」の開催・キャンペーン投稿促進広告(IG 投稿を通じたユーザーとの関係性強化・北海道ファン化)を実施

- ・キャンペーン実施にかかる企画、ページの改修、景品等の手配は委託業者が実施すること
- ・新しい診断コンテンツを用意すること

▶実施期間:令和4年7月～令和5年2月

▶実施回数:夏・秋・冬の季節毎に写真投稿を促進できるように実施すること

▶運営:投稿者との密な連携及び投稿写真とキャンペーンサイトを連携すること

④ ユーザービリティの向上施策

サイトリニューアルにより、新サイトのサイト構造が認知浸透していないため、ユーザービリティを高める施策を講じること

但し、システム改修に本事業予算を充てるものではない

⑤ 画像クオリティの担保

特集記事、モデルコース、SNS投稿等では、写真のクオリティを担保すること

⑥ 効果測定および分析・運用改善業務(PDCA)・GA4によるサイト分析への対応準備

▶UA、GA4を熟知した相応の資格と実績を持つ者が行うこと

- ・来年のユニバーサルアナリティクス廃止へ向けて、GA4への対応準備を行うこと
- ・事業終了時に、GA4による来期のKPIを提案するとともに、来期のKPIを設定する手順を記載すること
- ・デジタルプロモーションの知識と経験を豊富に持つ者が、本事業の発信内容を注視し、コンテンツの追加ならびに各施策の実施前後で比較した各指標の推移(サイト全体のUU/PV、閲覧タイミングの傾向、直帰率・

離脱率、平均表示スピード、平均ページ/セッション等)をモニタリングし、市場の嗜好・動向を把握。情報発信や改善必要箇所については随時対応すること

・広告効果測定および分析を行い報告すること

⑦ その他施策

・その他事業目的達成に資するアイデア・独自提案があれば記載すること

(5) KPI

事業効果や広告換算等、当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと

[アウトプット]

① サイト集客施策の企画実施

・Web 広告等を活用したサイト集客

・観光機構公式 SNS (FB/IG) を活用したファン獲得 (※フォロワー促進施策の実施)

▶Instagram キャンペーン「みんなで作る#ひみつの絶景北海道フォトストックキャンペーン」の開催・キャンペーン投稿促進広告

▶SNS (FB/IG) のフォロワー獲得に資する施策の企画実施

② 「HOKKAIDO LOVE!」における情報発信 (記事制作・コンテンツ拡充・データクリーニング等)

・特集記事の作成 (月 3 回更新×8 ヶ月 合計 24 本)

・データのクリーニング

・モデルコースの作成

・スポット、体験 本数:25 本以上

③ スtockフォトキャンペーンの実施

④ ユーザビリティの向上施策

⑤ 画像クオリティの担保

⑥ 効果測定および分析・運用改善業務 (PDCA) ・GA4 によるサイト分析への対応準備

⑦ その他独自施策を含む施策の実施

[アウトカム]

日本語サイトのユニークユーザー数: 265 万 UU 数

日本語サイトの総ページビュー数: 事業者が目標設定をすること

(集計期間: 令和 4 年 4 月 1 日~令和 5 年 3 月 31 日)

※令和 5 年 3 月 31 日時点までの UU 数、ページビュー数を目標数字として提示すること

※令和元年度からの 3 年間の PV 数、UU 数実績については別紙を参照すること

(6) 事業実施内容の効果測定、完了報告書の作成

デジタルプロモーションの知見・知識を持つ者が、事業の取り組み内容に応じた成果 (ウェブサイト UU・PV 数、広告効果測定、メディア露出、広告費用換算等) を具体的な数値で整理、検証し、成果、課題、提言等により報告書を作成すること

(7) 成果品及び提出物

- ① 追加コンテンツ:当機構サーバーへ格納
- ② 分析業務:分析レポート
- ③ 完了報告書:紙媒体(A4 版、縦指定)5 部、電子媒体 1 部とする

9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名・代表者名・担当者部署及び役職、氏名、連絡先(電話・メールアドレス)等必要事項を記載のうえ、メールにて参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする

- (1) 表明期限:令和 4 年 6 月 13 日(月) 13時まで(必着)
- (2) 表 明 先:下記、問い合わせ先に提出
- (3) 表明方法:別紙書式を Eメールで添付送信してください

10. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること

- (1) これまでの事業実績
過去3年以内の本事業と同様のウェブサイト事業の受託実績があれば記載すること。なお、社名が特定されないよう、観光機構発注の実績については一切記載しないこと
- (2) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の 1 部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること
- (3) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること
- (4) 見積書 費用項目の明細を記載すること(概算見積とし企画提案時は捺印不要)
 - ① 直接人件費:業務処理に直接必要とする経費
 - ② 経常的直接経費:消耗品費、通信運搬費、旅費(業務処理に従事する者の交通費・宿泊費等)
 - ③ 特別直接経費:印刷製本費(調査票や報告書の印刷等の外注分)
 - ④ システム保守メンテナンス費(既存コンテンツの修正含む):保守メンテナンス期間:8 か月
 - ⑤ その他:諸経費、技術経費等

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版縦とし両面 30~40 ページ以内とする。各ページに必ずノンブルを入れること
(全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可)
- (2) 企画提案は1社1提案とする
例:A案・B案と複数記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする
- (4) 提出された企画提案書は返却しない

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 6部(事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部)
- (2) 提出場所 下記、問い合わせ先に提出
- (3) 提出期限 令和4年6月27日(月)13時まで
- (4) 提出方法 提出場所への持参または郵送

※ 郵送の場合、提出期限までに到着しないものは受理しない

※ 提出の企画提案書は別途データでも電子メール等により提出すること。なお電子データのみでの提出は認めない(電子データで提出する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの)

13. 企画提案に関する審査

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする
- (2) 審査対象者が4者以上の場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布・表示については認めない
- (7) プレゼンテーション用に機器類を使用する場合は、事前に申し出の上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない
- (8) プレゼンテーションへの参加は3名を上限とする

14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する

(1) 企画提案の目的適合性

- ① 事業内容を十分理解し、企画提案指示書に沿った提案内容となっているか
- ② 事業遂行に必要な人的ネットワークや協力体制、リソースが確保されているか
- ③ 適切な予算配分によりアウトプットが担保され、アウトカムが期待できる事業内容となっているか

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか

(3) 業務遂行能力

北海道の地理・気候・観光事情や訪日外国人旅行市場やカスタマーニーズ等の実情に精通した実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

15. 再委託の禁止について

- (1) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲ならびに再委託予定金額を見積書に明記すること。なお、再委託を行う際は、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること
※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う
- ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない

- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する
- ③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない

16. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託事業者が協議して決定する
- (2) 観光機構は受託事業者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと
- (4) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする
- (5) 業務遂行にあたっては、観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める
- (6) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構の web サイトやイベント等での二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること

17. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする
- (2) 提出された企画提案書は返却しない
- (3) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする
- (5) 受託事業者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託事業者において負担するものとする
- (6) 受託事業者は、契約前に地域への説明会を実施する際は、その発生する費用は、受託事業者において負担するものとする

18. 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
公益社団法人 北海道観光振興機構 政策・マーケティング部 (担当:津田・小室)
TEL:011-231-6736 Email: tsuda@visithkd.or.jp
saori_komuro@visithkd.or.jp

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE！」(日本語)の運用及びサイト集客強化事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 北海道観光公式サイト「HOKKAIDO LOVE！」(日本語)の運用及びサイト集客強化事業」受託コンソーシアム〇〇(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委任状約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)	
(名 称)	
(代表者)	Ⓜ
構成員 (所在地)	
(名 称)	
(代表者)	Ⓜ
構成員 (所在地)	
(名 称)	
(代表者)	Ⓜ

参加表明書

広域連携 DMO としてのデジタルマーケティング事業
「令和 4 年度 北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」(日本語)の運用及びサイト集客強化事業」
委託に係る企画提案の公募について

企画提案の参加を表明します

会社名	
部署	
氏名	
TEL	
Email	

送信先

公益社団法人 北海道観光振興機構

政策・マーケティング部 (担当:津田・小室)

Email: tsuda@visithkd.or.jp

saori_komuro@visithkd.or.jp